

その他報告事項

医師の働き方改革について

協議事項の概要 医師の働き方改革について

現在の状況①

○令和6年4月1日から、医師についても労働基準法による時間外労働の上限規制が適用される。

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
 ↓
 評価センターが評価
 ↓
 都道府県知事が指定
 ↓
 医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間			
C-2 (高度技能の修得研修)				

医師の健康確保

面接指導
健康状態を医師がチェック

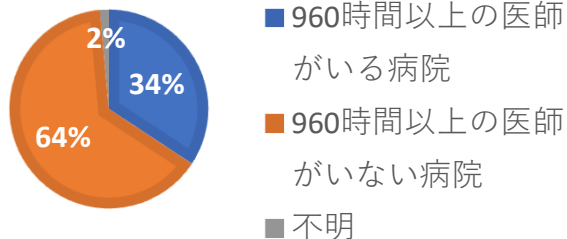
休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制 (または代償休息)

現在の状況②

○厚生労働省からの依頼で「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」を実施

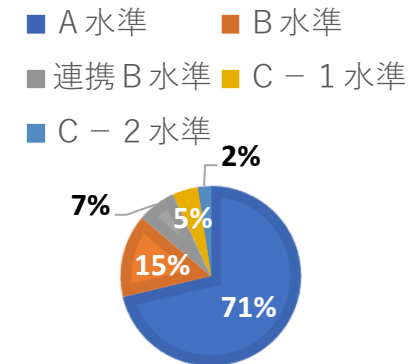
- ・実施時期: R4.7月
- ・対象機関: 74病院(医大は対象外)、29有床診療所
- ・回答数 : 70病院(回答率94.6%)、12診療所(同41.4%)

・時間外・休日労働時間960時間以上の医師がいる病院数: 24 (うち3病院は1,860時間以上の医師がいる。)



・令和6年度予定している医師の時間外・休日労働時間の水準 (重複あり)

1.A水準	62
2.B水準	13
3.連携B水準	6
4.C-1水準	4
5.C-2水準	2
合計	87



今後のスケジュール

(別紙)

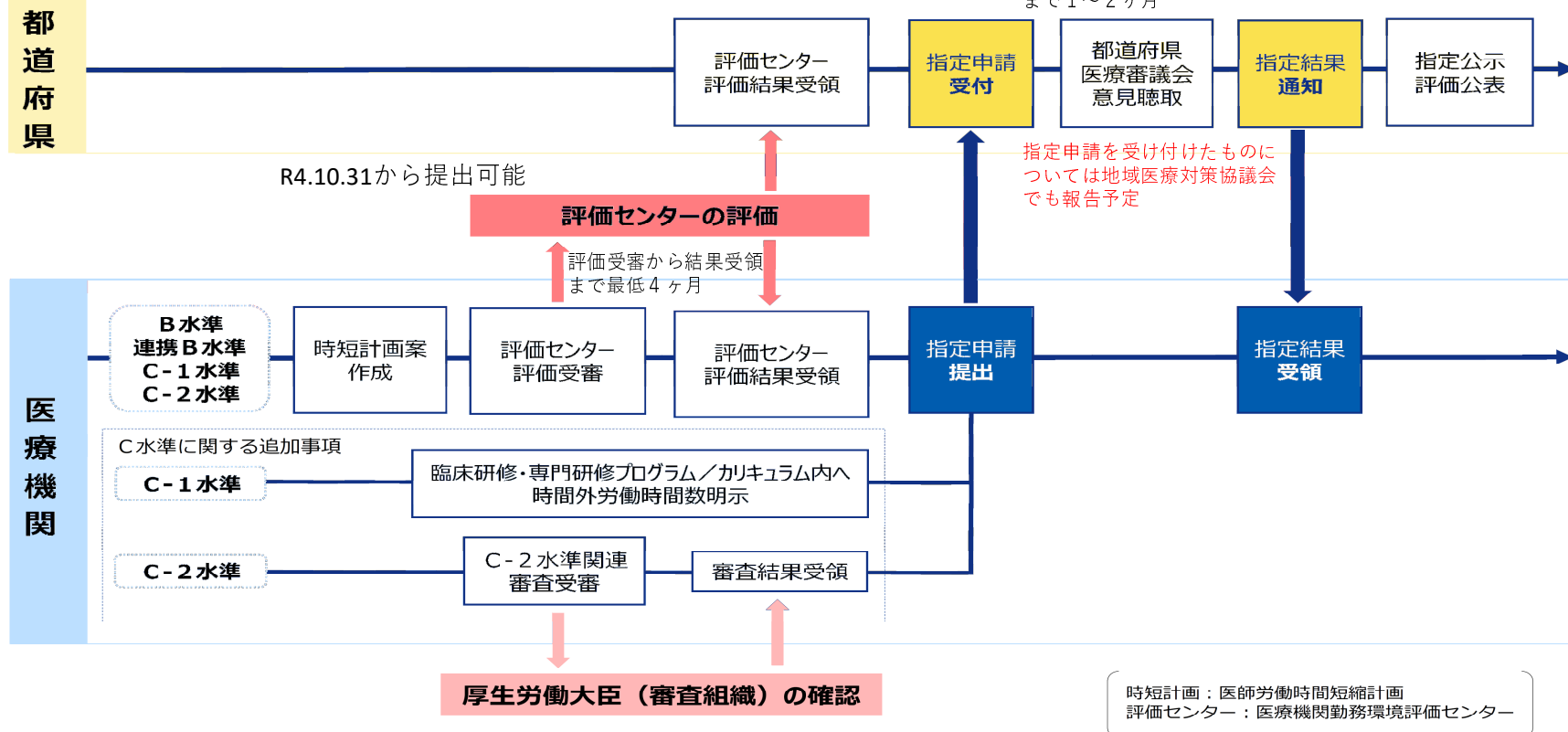
特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

「令和4年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議」資料 一部県で加筆

上限規制の適用開始

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)



厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
 評価センター：医療機関勤務環境評価センター

- ・奈良県医療勤務環境改善支援センター(奈良県病院協会に委託)運営協議会を11月30日に開催
 →委員からは「上限規制適用までのスケジュールを医療機関と共有する必要がある。」と意見をいただいた。
- ・各医療機関を対象に県独自調査「医師の働き方改革への対応状況調査」を実施(12/9を回答期限)し、2ヶ月毎に進捗状況を確認し、適宜地域医療対策協議会で報告予定